

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 5 月 22 日現在

機関番号：10101

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2014

課題番号：24730064

研究課題名(和文) 会社における当事者自治の基本原則 法を遵守していればどこまで自由が認められるか

研究課題名(英文) Principle of private autonomy in various corporation laws.

研究代表者

三宅 新 (MIYAKE, Hajime)

北海道大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：30621461

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文)： 様々な会社形態における当事者自治について研究を行なった。
第一に、相互会社である。本研究では、ドイツの判例から示唆を受け、相互会社における約款と定款が明確に区別できるものではないということを明らかにした。第二に、協同組合である。わが国で母法とされるドイツ協同組合法では、強行法規性が前提とされているところ、それは当時の政治的理由に基づくものであり現在は当てはまらないことを明らかにし、そのため、わが国の協同組合でも、強行法規性の前提が存在しないという結論を導いた。その他、従来の継続研究として、合名会社・合資会社や民法上の組合といった組織形態に関して、その後の動向を踏まえて深化させた。

研究成果の概要(英文)： I studied private autonomy in various company forms.

(1) A mutual insurance company: In Japan, it is thought that articles of the companies are completely different from articles of the contracts. But in this study, I received a suggestion from a precedent in Federal Court of Justice of Germany and made a conclusion that articles of the companies could not be distinguished from articles of the contracts definitely. (2) A cooperative: The German cooperative law, which is considered to be the model in Japanese cooperative laws, is premised to be the forced law. I clarified that it was based on a political reason at that time and does not apply now, and therefore I led the conclusion that there is not a premise of the forced law in Japanese cooperative laws either. In addition, I continued and deepened a study of partnership-like corporation forms, which I have studied.

研究分野：社会科学

キーワード：会社法 協同組合 相互会社 強行法 合名会社 合資会社 組合

1. 研究開始当初の背景

(1) わが国では、会社に関する法律は、取引安全や債権者の保護・多数派社員の専横防止のため、強行法規と考えられてきた。そのため、会社に関わる者が自ら選択したり取り決めたりするという当事者自治の余地は、極めて限られていた。しかし、その後、とりわけ定款自治という名目で、当事者が望んでいるのであればその意思は優先されるべきではないか、という議論がなされるようになってきた。さらに、その傾向を鮮明にしたのが平成17年制定の会社法であり、会社の機関設計等の選択肢が大幅に拡充されることとなった。

(2) しかし、従来わが国の研究は、もっぱら株式会社を対象とするものであった。そこで私の従来の研究は、人的結びつきの強い会社(合名会社・合資会社、民法上の組合)を中心とするものであった。本研究は、この研究の延長線上に、他の分野における当事者自治を明らかにしようとするものである。

2. 研究の目的

(1) 最終的に、あらゆる会社形態を統括する当事者自治の基本原理を見出すことを最大の目的とする。そのために、様々な会社形態における当事者自治の余地を検討していく。

(2) とりわけ、今まであまり研究対象とされなかった分野について明らかにする。具体的には、相互会社や協同組合等である。

3. 研究の方法

(1) 第一に、比較法的検討を利用する。日本の会社法は、ドイツの制度を母法としたものである。これは、相互会社や協同組合に関しても同様である。そのため、ドイツの学説や判例において、日本法の解釈にとって示唆を得られる解釈が存在しうる。

(2) 第二に、法制史的側面から検討する。わが国の先行研究は株式会社を中心であったため、他の組織法に関してはあまり法制史的研究が多くなされていない。そのため、この点を明らかにすることで、当時は妥当していたが現在は妥当しない趣旨が存在する可能性がある。

4. 研究成果

(1) 様々な会社形態における当事者自治について研究していく中で、まず相互会社における定款の解釈について疑問を有した。すなわち、相互会社では、保険契約者が出資者となるため、顧客には約款と定款の両方が適用対象となるところ、わが国ではこの2つは截然と区別されてきたということである。しかし、この点に関して、ドイツの連邦通常裁判所において示唆となる判例が存在した。

そこからは、出資者を名宛人とする定款の規定の中に保険契約者を名宛人とする契約に関する内容が存在するという示唆が得られた。そのため、わが国においても、とりわけ相互会社の相互性という特色から、以下のことが言える。

定款の内容に関して、株式会社形態の保険会社との保険契約の場合、定款に何が書いてあると、保険契約者に定款の内容を認識させておくことが期待できないため、保険契約の内容として有効になりえない。すなわち、株式会社の定款の中に契約条件を変更する規定が存在していたとしても、保険契約者に対してその拘束力を根拠付けることは不可能であろう。それに対して、相互会社であれば、保険契約者は会社の社員となり、保険契約者は定款も約款も内容を認識することを期待できる立場にある以上、それらはともに保険契約者を拘束しうる。

そのように、保険契約者と社員とが原則として同一であるという相互会社の特殊性を考えると、相互会社に関して定款と約款との違いを截然と区別する基準は存在しないことになる。確かに、定款記載事項は保険会社の組織に関連する度合いが強いものが多く、約款は当該保険会社の契約に関連する度合いが強いものが多い、ということ是可以する。しかし、すべての記載内容が組織と契約との間で截然と区別できる内容のものであるとは限らない。たとえば、わが国における相互会社の定款には、計算に関する規定が存在し、そこでは、剰余金を生じたときには準備金や積立金等に処分することができ、それによって積み立てた準備金の一部が、保険約款に定めた方法に従って配当するとの定めがある。しかし、そもそも相互会社とは、利益を目的とせず、実費原則により保険事業をなすことが想定されたものである。そのため、保険契約者としては、相互原則を維持するために必要最低限の金額だけを支払えばよいのであるから、剰余金に関する計算規定は契約条件たる保険料に直結する問題である。そのように考えると、剰余金の処分に関する定款の規定は、保険契約の内容を定めているとも言える。

以上を総括した結果、ここでの結論は、定款と約款が明確に分かれて定められているわが国においても、相互会社における定款の内容を精査して、それが契約条件を定めていると評価できるのであれば、その定款規定は約款規定を表したものであるため約款法理を及ぼしてよい、ということである。古くからわが国では普通保険約款の拘束力の根拠を何に求めるかという議論が盛んになされてきたところ、いずれも相互会社と株式会社とを区別せずに扱ってきた。しかし、上記の検討で明らかになったように、相互会社と株式会社とでは、定款と約款との関係が異なるのである。すなわち、相互会社の約款といえる範囲は、普通保険約款として現実に提供さ

れる文書以外に、契約条件を定めたと評価できる定款規定にまで及ぶといえる

(2) 次に、わが国の各種協同組合に関する研究を進めた。わが国の各種協同組合法は、株式会社のルールに類似した構造を有している。それでは、これらの規定は、どの程度強行法規性が妥当するのだろうか。近年株式会社の規定に任意法規性が主張されてきたため問題となる。わが国のこれら各種協同組合法は、ドイツの協同組合法の影響を強く受けているところ、ドイツにおいては、協同組合法 18 条 2 文の存在ゆえに強行法規であると考えられている。その 18 条 2 文の規定は、1867 年プロイセン協同組合法 8 条に由来する。同法の制定に尽力したシュルツェ=デーリッヒは、法によって協同組合が国家から干渉されずにその地位を確立し、付随する政治的な不審を除去することを目的とした。すなわち、小規模事業者が国家や経済的強者による支配から脱却して自立することを目指したのである。そのような制度を定めた協同組合法を成立させるためには、他の議員の賛同が得られなければならなかった。そこで、彼は、もっとも一般に掌握されている形態であった株式会社に倣った構造を選んだのである。それでは、当時の株式会社はどのように規定されていたかという点、取締役と株主総会のみが必須の機関とされるなど契約法が妥当しており、現在のように強行法規性が打ち出されていなかった。ここからいえるのは、協同組合法は、政治的な理由によって包括的に強行法規であるとされたが、現在では協同組合の地位が確立したといえる以上、強行法規性の根拠が現在では妥当しなくなっている。そのため、強行法規性を前提としたドイツ協同組合法を継受してきたわが国の協同組合法も、今まで強行法規的に選択の余地がないとされてきた事柄について、再考の余地がある。例えば、わが国の協同組合では、理事と幹事は必須の機関でありその最低人数も法定されており、定款による変更も許されていない。他方で、わが国でなぜこのように機関の設置に関して強行法規性が妥当しているかについては、伝統的にそのようになっていたというだけであり、明確に議論されてきたわけではない。以上より、政治的な理由で強行法規性を導入したドイツの協同組合法を継受したわが国の協同組合法は、機関の設置に関する強行法規性に明確な理由付けを有していないのである。このように、各種協同組合法の立法論を展開するに当たっては、当然のように株式会社のルールを準用するのではなく、いま一度その妥当性について逐一検討していく余地があるというのが、ここでの結論である。

(3) 以上のように、従来の会社法研究ではほとんど検討対象とされてこなかった相互会社と協同組合についての研究を進めた。その他、従来の研究で続けてきた約款と定款の相違についても、研究を進めた。平成 27 年に

可決される可能性の高い民法改正において、いわゆる約款アプローチが採用されることとなった。この法理が定款にも応用されるのであれば、定款の内容は事後的な内容規制、すなわち司法によってその内容が公平・正義に適うように変更されることとなる。

また、これによって消費者取引における約款の適用に関しては、消費者アプローチを採用した消費者契約法と約款アプローチを採用した平成 27 年民法が重疊的に適用されることとなる。これらの規定に基づいた内容規制はどのようになるのかに関連して、ここ数年、消費者契約法 10 条（任意法規よりも厳格な契約内容は信義則に反する限りで無効になる）の適用に際し、信義則に反しないので無効にならないという判例が複数登場した。本研究では、その判例を受けた下級審判決の検討も行なった。消費者保護法制の趣旨を考えると、最高裁判例が示した枠組みに当てはめていく際には、慎重さが要求される。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 6 件）

- ① 三宅新「会社法学のプロムナード：たまには株式会社以外のことも思い出してあげてください」、ビジネス法務、査読無、2015 年、Vol.15, No.6：126-129 頁
- ② 三宅新「生命保険契約の無催告での失効と復活後における自殺免責」、ジュリスト、査読無、2014 年、1473 号 95-98 頁
- ③ 三宅新「基準日後取得株主と価格決定申立て」、平成 25 年度重要判例解説（ジュリスト臨時増刊）、査読無、2014 年、108-109 頁
- ④ 三宅新「相互会社の定款における契約法的側面」、生命保険論集、査読無、2013 年、185 号 177-198 頁
- ⑤ 三宅新「信用協同組合の理事選任決議における瑕疵とその取消し」、ジュリスト、査読無、2013 年、1462 号 112-115 頁
- ⑥ 三宅新「金融商品の適合性を説明義務の内容に含めて判断した事例」、ジュリスト、査読無、2013 年、1449 号 116-119 頁

〔学会発表〕（計 0 件）

〔図書〕（計 1 件）

- ① 三宅新「協同組合の強行法規性」、飯田秀総・小塚荘一郎・榊素寛・高橋美加・得津晶・星明男編『落合誠一先生古稀記念・商事法の新しい礎石』（有斐閣）、査

読無、2014年、413-436頁

〔産業財産権〕

○出願状況（計0件）

○取得状況（計0件）

〔その他〕

ホームページ等 なし

6. 研究組織

(1)研究代表者

三宅 新 (MIYAKE, Hajime)

北海道大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：30621461

(2)研究分担者 なし

(3)連携研究者 なし